

一般国道19号瑞浪恵那道路に係る環境影響評価書に対する環境大臣意見

一般国道19号瑞浪恵那道路(以下「計画路線」という。)は、岐阜県瑞浪市を起点とし、同県恵那市を終点とする道路である。また、国道19号線は、愛知県名古屋市を起点とし、岐阜県東濃地域を通過し、長野県長野市に至る主要幹線道路であり、岐阜県内では4車線化が進められているが、瑞浪市、恵那市間は2車線となっており、渋滞、交通事故、交通騒音等の課題を抱えている。このようなことから、計画路線はこれらの交通課題の解消や地域間交通の活性化を図り、地域間交流の促進による地域の活性化に寄与することを目的として計画されている。

計画路線は、中央自動車道、国道19号線及びJR中央本線に平行し、土岐川左岸の丘陵部の縁に沿って計画されており、その大部分は盛土又は切土の土工部となっている。また、対象事業実施区域内には、希少な動植物が確認されている土岐川及び土岐川左岸の丘陵部が含まれている。

計画路線の対象事業実施区域には、希少な動植物が生息していることや、地域の生態系を構成する動植物への影響が懸念されることから、計画路線に係る事業の実施に当たって、適切な環境保全措置が確実に実行され、環境への影響が最小限となるよう、次の措置を適切に講ずることが必要である。

1. 総論

(1) 調査・予測・評価の再実施について

事業実施までに交通の状況や猛禽類の営巣状況等について変化する可能性があることから、生活環境及び自然環境への影響について、工事中及び供用後において現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合は、事業実施前に社会環境、生活環境及び自然環境の状況を踏まえて評価対象とする項目を再検討した上で、調査・予測・評価を再実施し、必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表すること。

(2) 環境保全措置の具体化について

今後、環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて措置の内容を十分に検討すること。また、環境保全措置の具体化について、具体化の検討を行う時期等を評価書において明らかにするとともに、専門家の意見、検討に当たっての主要な論点やその対応方針等を適切に公表するなど、透明性及び客観性を確保すること。加えて、(1)の調査・予測・評価を再実施した場合には、その内容を適切に反映すること。

2. 各論

(1) 動物・植物・生態系について

水の濁りについて

対象事業実施区域及びその周辺の河川には濁水に対して脆弱で絶滅危惧種となっている魚類等が確認されていることから、工事中の排水等も十分配慮した計画とするほか、河川改修及び水路付け替えによる繁殖阻害の影響を低減させる環境保全措置の具体的内容の決定に当たっては、専門家の意見も聴きながら、水の濁りも含めて魚類等の生息環境への影響についても配慮すること。

植物等の移植について

植物の移植は、生育地への影響の回避が困難である場合で、移植により環境への影響が低減できる場合において行われるべきものである。植物等の移植については、移植方法及び移植先の選定が移植先への影響の回避及び移植の成否の重要な要素となることから、専門家の意見を十分に聴いた上で慎重に行うこと。

環境保全措置の効果の検証について

河川改修及び水路付け替えの内容並びに植物の移植に係る環境保全措置については、具体化された環境保全措置等の内容及び効果を明らかにするため、事後調査等を行うとともに、専門家等の意見を聴きつつ、その効果を検証し、必要に応じて講じた措置や管理方法を改良すること。また、環境保全措置の効果の検証及び環境保全措置の改良の検討に当たっては、適宜、情報を公表するなど透明性及び客観性が確保された検討体制を整えること。

(2) 温室効果ガス等について

工事中の排出削減対策及び供用後の省エネ設備の導入等による温室効果ガスの低減に努めるとともに、本事業の供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握を検討すること。

また、計画路線に係る都市計画については、地球温暖化対策に係る関係地方公共団体の実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮すること。

以上の内容及び予測・評価のために設定した対象事業実施区域の位置を評価書に適切に記載すること。